

令和2年7月豪雨災害義援金受付期間の延長について

— 日本赤十字社を通じた義援金の受付期間を延長します —

- 令和2年7月3日からの大雨災害で被災された方々を支援するため、日本赤十字社が取り組んでいる災害義援金を本市でも受け付けてまいりました。
- このたび、日本赤十字社における義援金の受付期間が延長されたことから、本市における義援金受付も延長いたしますのでお知らせします。
- なお、募金箱・窓口受付分は12月23日現在で342,795円となり、日本赤十字社へ送金しております。引き続き御協力をお願いいたします。

【概要】

- ◆ 受付期間 令和2年7月7日（火）から令和3年3月31日（水）まで
（これまでの受付期間：令和2年7月7日（火）から令和2年12月28日（月）まで）
- ◆ 募金箱設置場所
（1）市役所正面玄関，唐桑総合支所保健福祉課（燦さん館），本吉総合支所保健福祉課，階上出張所，大島出張所，気仙沼市立病院，気仙沼市立本吉病院の各窓口。
（2）受領証が必要な方は，各窓口で現金を持参してください。（但し市立2病院を除く）
※市役所の場合は，保健福祉部社会福祉課（ワン・テン庁舎2階）へお越しください。
- ◆ 銀行振込での募金を希望する場合
日本赤十字社本社または熊本県支部，福岡県支部あて直接送金をお願いします。
（送金先裏面）
- ◆ 税制上の措置
個人については，所得税法第78条第2項第1号，地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に該当します。法人については，法人税法第37条第3項第1号に規定する寄附金に該当します。
※このほかに現在受付中の国内義援金は下記のとおりです。
 1. 「平成28年熊本地震災害義援金」 受付期間：～令和3年3月31日（水）まで
 2. 「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」 受付期間：～令和3年3月31日（水）まで
 3. 「平成30年7月豪雨災害義援金」 受付期間：～令和3年6月30日（水）まで
 4. 「令和元年台風第19号災害義援金」 受付期間：～令和3年3月31日（水）まで

(振込口座等)

「令和2年7月豪雨災害義援金」

	日本赤十字社「本社」が受け付ける義援金			日本赤十字社「熊本県支部」 が受け付ける義援金	日本赤十字社「福岡県支部」 が受け付ける義援金			
口座名義	日赤令和2年7月豪雨 災害義援金		にほんせきじゆうじしゃ 日本赤十字社	日本赤十字社熊本県支部 支部長 <small>かばしま</small> 蒲島 <small>いくお</small> 郁夫	日本赤十字社福岡県支部 支部長 <small>おがわ</small> 小川 <small>ひろし</small> 洋			
銀行名 ・ 支店名 ・ 口座番号	ゆうちょ銀行・ 郵便局	00110-8- 588189	三井住友銀行 すずらん支店	2787558	肥後銀行 三郎支店	0621987	福岡銀行 本店	6802483
			三菱UFJ銀行 やまびこ支店	2105556			熊本銀行 日赤通支店	3126182
			みずほ銀行 クヌギ支店	0620472				
受領証	通信欄に「受領証希望」と 記載する		日赤本社パートナーシップ 推進部へ依頼する (☎ 03-3437-7081)	日本赤十字社熊本県支部 へ依頼する (☎ 096-384-2100)	日本赤十字社福岡県支部 へ依頼する (☎ 092-523-1171)			
注意点	1) 口座は全て普通預金 2) 金融機関によって、振込手数料がかかる場合があります。							